
令和元年度 第1回

十勝圏複合事務組合行政不服審査会 会議録

令和元年7月19日開会

令和元年7月19日閉会

十勝圏複合事務組合行政不服審査会

十勝圏複合事務組合行政不服審査会 会議録

令和元年7月19日開会

令和元年7月19日閉会

○議事日程及び会議に付した事件

日程	事件番号	内容等
1	協議案 1	会長選出
2	協議案 2	会長職務代理者の指名
3	報告 1	十勝圏複合事務組合行政不服審査会について

◇出席委員

千々和 博志、野原 香織
本庄 雅人

◇出席事務局職員

黒田 聖、鈴木 明美

◇会議を開いた場所

とから広域消防局庁舎3階
講習会室

(帯広市西6条南6丁目3番地1)

(午前10時32分)

➤事務局 これより十勝圏複合事務組合行政不服審査会を開会いたします。当組合の行政不服審査会につきましては、審査請求に応じて都度設置することとしておりましたが、実施機関が行った各種処分に対する住民の関心に対応するため、今年度より常設したものでございます。今回は、第1回会議ということで、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

初めに、委員の紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

➤事務局 委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本組合事務局長の長江より一言ご挨拶を申し上げます。

➤長江事務局長 (挨拶・事務局員紹介)

➤事務局 恐れ入りますが、長江事務局長はここで退席をさせていただきます。

(長江事務局長退席)

➤事務局 それでは、審査会に入らせて頂きたいと思えます。

会議の進行は、十勝圏複合事務組合運営に関する条例第8条第4項により準用する帯広市行政不服審査法施行条例第7条第1項に基づき、会長が行うこととなっておりますが、会長が決まっておられませんので、会長決定までの間、仮議長をどなたかをお願いしたいと思います。

事務局からの提案でございますが、帯広市行政不服審査会の会長経験がございませ
ず千々和委員に仮議長をお願いしたいと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

【異議なし】

- 事務局 千々和委員よろしくお願いたします。
 - 千々和委員 私の方から、次第にしたがって進めさせていただきます。本日は、委員3名全員
が出席しておりますので、準用する帯広市行政不服審査法施行条例第7条第2項に
より、会議は成立しております。初めに、会長の選出ということになりますが、事
務局のほうからご説明をお願いいたします。
 - 事務局 本審査会の会長につきましては、準用する帯広市行政不服審査法施行条例第6条
第1項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することとなっております。
このほかに、選出に関する規定はございません。委員の皆様で、ご審議賜ります
ようお願いいたします。
 - 千々和委員 事務局より会長選出について説明がございました。委員3名による互選というこ
とでございます。皆様から、会長選出に関してご意見などございますでしょうか。
 - 本庄委員 私から、千々和委員を推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
 - 千々和委員 今、本庄委員からご推薦がありましたけれども、そうすると3名ですから、野原
委員、いかがでしょうか。
 - 野原委員 異議はございません。
 - 千々和委員 異議異論がないということで、私を会長ということで、選出ということにさせて
いただきたいと思います。皆様宜しくお願いたします。
(千々和会長挨拶)
- ※ 以後の進行は、準用する帯広市行政不服審査会法施行条例第7条第1項の規定により、
千々和会長が行う。
- 千々和会長 次に、会長職務代理者の指名でございます。これは、準用する帯広市行政不服審
査法施行条例第6条第3項の規定に基づいて、会長が指名することになっておりま
すけれども、私から、野原委員を会長職務代理者として指名させていただきます。
よろしくお願いたします。
 - 野原委員 よろしくお願いたします。
 - 千々和会長 次に、十勝圏複合事務組合行政不服審査会についてでございます。事務局のほうか
ら説明をお願いします。
 - 事務局 十勝圏複合事務組合行政不服審査会についてご説明いたします。
(関係法令、審査の流れ、想定される処分、今後の会議開催等について説明)
 - 千々和会長 今の説明について、委員の方から質問等はございますでしょうか。
 - 野原委員 情報審査会は委員が5名で、行政不服審査会はなぜ委員が3名かという、なぜ人
数が違うのでしょうか。
 - 事務局 市の例によってはありますが、確認のうえ、お返事したいと思います。
 - 千々和会長 帯広市行政不服審査法施行条例には、委員3名をもって組織するとあります。
 - 事務局 条例の定めで、その人数の定めによりまして5名と3名となっております。

- 野原委員 帯広市の条例に定められているということですか。
- 事務局 人数が載っております。
- 千々和会長 ちなみに、帯広市の情報公開条例ですけれども、審査会は委員5人以内をもって組織するとあります。5人以内ですから3人でもいいのですが、5名のように。
- 野原委員 わかりました。
- 千々和会長 他によろしいですか。

【特になし】

- 千々和会長 その他に関してですが、野原委員から質問がございました。また、事務局から、次回の審査会の開催については審議案件が生じた時となっているようですが、よろしいですか。

【異議なし】

- 千々和会長 他に事務局から何かございますか。

【特になし】

- 千々和会長 本日の審査会は終了いたします。

(午前10時47分)